

令和5年度島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和6年2月16日（金）

14：00～16：00

場 所 島根県市町村振興センター 大会議室2

【副教育長あいさつ】

●副教育長

本日は御多忙の中、島根県いじめ問題対策連絡協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から県の教育行政に御支援をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日、議題にもあり、後ほど詳細は事務局より御説明をさせていただきますが、いじめを取り巻く現状につきましては、生徒1000人当たりの発生件数は、島根県は全国平均を下回っているという状況ではありますけれども、全国と同様に、ここ2年間、増加傾向だという状況であります。いじめの未然防止や、仮に発生した場合の早期対応、これらをより迅速に進めていくためには、学校だけではどうしても限界がございます。関係機関、地域の方、医療、福祉、司法など、一緒になって取り組んでいくといったようなことが重要でありまして、皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思います。

このような意味で、この連携を深めるために、本協議会、この場は非常に重要な場であると思っております。本日、皆様方、様々な立場で関わっていただいております。意見とか課題感なども含めて、意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

【会長選出】

●事務局

会長の選出についてお諮りします。島根県いじめ問題対策連絡協議会条例第3条第1項により協議会に会長を置くこととなっており、構成員の互選によることとなっております。事務局案といたしましては、会長には島根大学教育学部学部長の河添達也様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしければ拍手で御承認をお願いいたします。（承認）

河添様には、一言御挨拶をお願いいたします。

●会長

島根大学教育学部長の河添と申します。皆様方から御承認をいただきましたので、不慣れではございますが、会長を務めさせていただきます。ちょっと座って、簡単に御挨拶申し上げます。

本協議会は、先ほどもありましたように、島根県いじめ問題対策連絡協議会条例の第1条に、関係機関、団体の連携を図るためということが決められております。その下で置かれている協議会でございます。また、本協議会の中での協議事項は、同要綱の第3条にある構成団体等のいじめの防止等に関する取組の把握、それから、いじめ防止等のための対策等に関する有効な連携手段に係る情報交換、その他、こういうことになっておりますので、いじめ防止に関しましてはその周辺の部分、例えば不登校であるとか、あるいは何らかの生きづらさであるとか、そういうものとの区別がしにくいところではありますが、一応この要綱に添って、できる限りいじめ防止に関することに議論を集中して皆様方にお話をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御協力をいただければと思います。お願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、これから、議事につきましては会長の河添様にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、皆様方もお忙しいと思いますので、スムーズに議事を進めたいと思います。お手元の会議次第に従って進行させていただきます。

なお、本会議は、島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱にも規定されているとおり、公開で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、2件用意しております。ただし、これは法定会議のように何かを議決するという議題ではございません。主に協議をしていただくということで、先ほどの要綱のとおりでございますので、自由に御発言をいただければと思います。

それでは、第1の議題です。令和4年度児童生徒の諸課題に関する状況についてです。資料1から3に添って、事務局からまずは説明をお願いいたします。

●事務局

失礼します。島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室の高倉と申します。私のほう

から、令和4年度生徒指導上の諸課題に関する状況について説明をさせていただきます。
ここから座って失礼します。

まず、資料1の1ページを御覧ください。1、暴力行為の発生件数についてです。本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が文部科学省の調査に規定されているものに該当するものを全て調査対象としております。

公立の小・中・高等学校合計で912件、前年度比245件の増、1000人当たりの発生件数は14.0件、前年度比3.8件の増でした。発生件数、1000人当たりの発生件数、いずれも2年連続の増加でした。県内国公立の1000人当たりの発生件数は13.3件、全国平均を7.5件上回っております。県内の学校が荒れているという状況にはないと考えております。

増加した市町村教育委員会からは、遊びやふざけ合いが暴力行為になるケースや、コミュニケーション不足から暴力行為に発展するケースがあると報告を受けております。部活動や学校行事などの様々な教育活動が再開されたことによる接触機会の増加、いじめの認知に伴うものや、学校が児童生徒同士の遊びやふざけ合いの初期段階から積極的に関わり、指導していこうとする姿勢から暴力行為として把握したことが暴力行為の発生件数の増加の一因になったと考えております。学校はきめ細かく子供たちの様子を見て、その都度指導を行っている状況であり、引き続き初期段階から丁寧に対応していくことが必要だと考えております。

続きまして、2、いじめの状況等についてです。いじめの問題については、いじめ防止対策推進法に定められた定義に即して、早い段階から積極的に認知し、組織的に対応することが大切であると考えています。

公立の小・中・高等学校、特別支援学校の認知件数の合計は3,152件、前年度比502件増、1000人当たりの認知件数は47.6件、前年度比7.9件増でした。新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度は、休校など教育活動が制限されたことにより、特別支援学校を除く校種で減少となりましたが、認知件数、1000人当たりの認知件数、いずれも2年連続の増加となり、過去最多でした。県内国公立の1000人当たりの認知件数は44.8件、全国平均の53.3件を8.5件下回っております。

いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、学校で実施される定期的なアンケートや教育相談体制の充実などによるきめ細かい対応などにより、当事者の周りにはいる児童生徒にいじめを見逃さないという雰囲気ができつつあることなど、いじめの認知件数が増加したと考えています。引き続き、積極的な認知を通じて、初期段階から組織的な対応につなげていけるように努めてまいります。

す。いじめの状況等における詳細版は、資料2に掲載しております。こちらのほうは、また後ほど御覧おきいただければと思っております。

続きまして、3、小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況についてです。長期欠席者とは、欠席日数と出席停止、忌引等の日数の合計が30日以上のもので、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルス感染回避、その他のいずれかから主な理由により分類し、報告することになっております。

公立小・中学校の不登校児童生徒数の合計は1,911人、前年度比383人増、1000人当たりの人数は37.9人でした。不登校児童生徒数、1000人当たりの人数ともに7年連続の増加、過去最多でございました。県内国公立の1000人当たりの人数37.7人は、全国平均の31.7人を上回っています。児童生徒の休養の必要性を明示した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法の趣旨の理解が一般的に広がっており、子供を無理に登校させる必要はないという保護者の学校に対する意識の変化、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことなどにより学校を休むことへの抵抗感が低下していることなどが増加の要因と捉えております。

不登校児童生徒は増加傾向にあります。島根県の公立小学校・中学校では、不登校になった児童生徒に対して初期段階から積極的に関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、個別の状況に応じた支援体制で丁寧に対応してもらっていると評価をしております。

資料1の2ページをお願いします。4、高等学校の長期欠席者のうち不登校生徒の状況についてです。公立高等学校の不登校生徒数は293人、前年度比7人減、1000人当たりの生徒数は22.1人、前年度比0.4人減でした。生徒数、1000人当たりの生徒数ともに僅かに減でした。県内国公立の1000人当たりの生徒数は24.8人で、全国平均の20.4人を上回っています。

続いて、5、高等学校中途退学者等の状況についてです。公立高等学校の中途退学者は98人、前年度比11人増、在籍者数に対する割合は0.7%、前年度比0.1ポイント増でした。中途退学者数、割合ともに5年連続の減少でしたが、増加に転じました。県内国公立の在籍者数に対する割合は、全国平均を下回っています。中学校でのキャリア教育や高校のオープンスクールなどによる情報提供によりミスマッチが少なくなり、進路変更などの退学が全国より低い状況を維持していると考えております。

続いて、資料1の3ページをお願いします。島根県の対応です。生徒指導上の個別の課題に対して、島根県の対応を項目別にまとめております。

2、いじめについてです。いじめの認知率を高め、いじめを見逃さないという姿勢を教職員間で共有し、いじめを生まない環境づくりが大切であると考えております。いじめはどの学校にも、どのクラスにも、そしてどの子供にも起こり得るということを認識した上で、いじめ防止対策推進法や各校のいじめ防止基本方針に基づき、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さない姿勢で、適切に対応するように働きかけております。その他の課題については、課題予防、早期発見といった課題の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような側面に着目した取組を進めながら取り組んでいますので、御参照ください。

続きまして、資料3をお願いします。県教育委員会の対応として、生徒指導関連の事業を事業名、概要、対象、実績ごとに一覧にまとめております。

No.1から7が、主として人的な支援になります。様々な人を配置し、学校の教育相談体制や組織的な対応を支えています。

No.4、スクールカウンセラーについては、全ての公立学校に配置しています。

No.5、スクールソーシャルワーカーについては、県立学校において、宍道高校と浜田高校定時制・通信制に配置をしており、ほかの学校については要請に応じて派遣をしています。市町村立学校については、中核市である松江市は独自に配置し、それ以外の市町村には県から委託し、市町村が配置をしているという状況です。学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えてのケース会議の開催、未然防止、予防的な取組として、スクールカウンセラーによる全員面接や心理教育等の授業の実践、教職員の力量を高めていただくための教職員研修の実施などを行っているところがあります。

No.8からNo.10が相談窓口です。来所、電話、SNSと、形態の異なる窓口を設けております。SNS相談については、県内の中学生、高校生を対象に、年間を通じて実施をしています。

No.11です。いじめの未然防止につながるため、児童生徒の学級満足度を把握するためのアンケートを実施する市町村に財政支援を行っております。

No.12です。しまね子ども絆づくりサミットと題して、いじめの問題について、児童生徒が直接実践発表や意見交換を行う機会を設けております。今年度を第9回として、10月に出雲市を会場に、小学校1校、中学校4校、高等学校2校が会場にて参加、特別支援学校1校がオンラインで参加、合計8つの学校から35名の児童生徒の参加がありました。1月には、全国いじめ問題子どもサミットが東京で開催されまして、飯南町立頓原中学校、益田市立東陽中学校の2校の生徒の皆さんが島根県代表として参加いたしました。

No.13です。いじめ等対応アドバイザーですが、有識者、弁護士、精神科医、臨床心理

士、警察官経験者など10名をアドバイザーとして委嘱しております。学校等で対応、解決が難しくなっている事案に対して支援をしております。令和4年度については、弁護士の方などの派遣実績が3件ありました。

No.16からは、教職員の力量を高めることを目的に、立場や経験等に応じた研修や訪問の機会を設けております。

県教育委員会では、これらの取組を丁寧に進めていくとともに、本日お集まりの構成団体の皆様の取組等も参考にさせていただきながら、連携を深め、いじめ等の諸課題に対して、未然防止、早期発見、早期支援に努めてまいります。説明は以上になります。

●会長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、あるいは御意見等を伺いたと思います。どなたからでも結構ですが、挙手をして御発言をいただければと思います。いかがでしょうか、どうぞよろしく申し上げます。

●委員

幾つか質問があつて教えていただきたいのですが、資料1の3ページのところ、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学とあります。いじめについて、いじめを見逃さないという姿勢というあたりや、いじめを受けた児童生徒の安全確保を優先するというのが、具体的に、例として何を指しておられるのか、学校によって違うかもしれませんが、その辺りを教えていただければと思います。

●会長

まず、事務局のほうから伺います。

●事務局

まず、いじめを見逃さない姿勢ということに関しましてです。いじめの定義がかなり広範なものになっているという現状がございます。たとえじゃれ合いやからかいであっても、その被害者が感じる被害性に着目をして、いじめであるということが認知されるべきとなっております。そうした中で、いまだに学校の中では、これは友達同士のじゃれ合いだからだとか、からかいだからということで見逃されるケースがあるということですので、そういったことに対して、たとえじゃれ合いやからかいであっても、もしかしたら被害性を感じているのではないかという視点から子供たちに働きかけていくということがいじめ

を見逃さない姿勢というところになります。

そうした中で、安全確保という面に関してですが、それもじゃれ合いやからかいをそのままにしておくこと自体がちょっとずつエスカレートしていき、例えば、昔我々もよくやっておりました、帰りがけにかばんをじゃんけんで負けたほうが持ち合いっこするだとかということをやっている中で、一定期間はお互いが順番にやっていたものが、あるときからふと順番がなくなって、はい、おまえ持て、おまえ持てみたいなような雰囲気になっていって、いつの間にか上下といいますか、強弱といいますか、そういった関係に発展していく場合もございます。ですので、最初の段階でのじゃれ合いの部分で積極的に学校が働きかけていくことで安全確保につなげていくということをこちらから働きかけているという状況です。

●委員

ありがとうございます。いじめからの不登校とか、不登校とのその絡みはすごく難しいという、一番初めにお話があったので、そのところはちょっと置いとこうかと思いますが、安全確保という点では、登校できなくなった場合をイメージすると、被害者が登校しないことのほうが多いのではないかと思います。その辺り、数値としては出ているのでしょうか。逆に、加害者のほうの登校を制限するというのも中にはあるのでしょうか。

●事務局

被害側の生徒が登校できなくなるというケースは報告を受けておりますが、実数については把握しておりません。ただ、いじめが要因で30日以上登校できないという場合には、重大事態という定義に当てはまりますので、そういった場合には報告があるということになります。

2つ目の御質問ですけれども、加害者側のほうに出席停止を求めるということですが、これも件数としては把握しておりません。対応として加害者側に別室のほうで授業を受けてもらおうということはあると思いますが、基本的に被害者側のほうが避難するというケースのほうが多いということです。

●委員

ありがとうございます。もう1点ですが、資料3のところ、13番、いじめ等対応アドバイザー派遣について、学校で難しいと判断をした場合というようなお話がありました。どの時点で、どういった場合に学校のみでは対応が難しいと判断されるのか、ケー

ス・バイ・ケースだと思いますが、あとは、外部の人材の方から、例えば、出せる範囲でいいので、どのようなアドバイスをいただくようなことがあるのかというあたり、いかがでしょうか。

●事務局

これまで島根県のいじめ等対応アドバイザーでアドバイザー派遣を行うケースが、臨床心理士の派遣のケースと弁護士の派遣のケースということが多くなっております。やはり学校現場として、法的な側面というのが、非常に対応が難しいケースがありますので、法的に対応としていかななものかということをお助けいただくという意味で、弁護士の派遣要請があるケースがあります。

それと、被害生徒さん、加害生徒さん、おられますけれども、双方の心理面のところがちょっと分かりにくいということで、心理面のほうからスクールカウンセラー等の臨床心理士の御意見をいただくというケースもございます。

●会長

せっかく当事者の方がお集まりですし、議決する議案ではありませんので、お話しただけの範囲で、現実の実際の場面を少しお話しただければと思いますが、よろしいですか、お聞きしても。

スクールロイヤーについて、どのような、どの段階の、どのレベルの要請でお出かけいただくケースがあったのか、お話しただけの範囲でよろしいので、簡単にお話しただけると。

●委員

お話しいただいたとおり、昨年10月に委嘱を受けまして、スクールロイヤーをやっております。

スクールロイヤーの仕組みは、教育委員会を通じて連絡をいただいて、基本的には電話での相談、あるいはZ o o mでの相談で、学校に行くということも一応想定はされておりますが、現時点では、まだ学校に行くということはありません。

いじめそのものというか、いじめに関わる相談も今までにはございましたが、どちらかという、学校からの相談では、保護者対応のほうの相談が多くて、いじめが起きて、先ほどからお話が出ているとおり、いじめの定義が非常に広がって、被害者の主観を基準にして、一定の関係があつて不快な思いをしたらもうそれはいじめだということで、学校

側としては非常に早期から対応いただいていると思います。

だから、加害行為がずっと続くということはあまりなく、一応謝罪の会等が行われたりして解決をした後で、被害者側の保護者さんから、加害者側の児童生徒さんを教室に来させるなどという要望があるということがよくあり、出席停止等が制度としてはあっても、そこまでやるべきなのかどうなのかというような相談があることがございます、ということころです。

●会長

ありがとうございました。学校現場で、初動対応というのは非常に法的な部分で難しいところがあるので、弁護士の先生に入ってください。今だと、かなり、後でという御指摘もありましたが、できれば早い段階で御相談いただくほうがいいのかなというようなことも考えておりますが。

あわせて、法的な問題ではなくて心の問題での支えということで、臨床心理士会のほうでいかがでしょうか。

●委員

お話を聞いていて少し思ったのは、被害者とか加害者とかっていう枠組みに捉え切れないケースが学校にはものすごくたくさんあります。様々なケースに私も対応してきましたが、例えばうわさの問題なんかものすごく扱いにくい問題かなというような印象を持っています。それに、うわさされても仕方がないのではないか、みたいな気持ちを先生たちのほうが抱いてしまうと、やっぱりどうしても対応が遅れてしまわれることもあるかなと、私も思います。

ただ、いろいろなケースがあるにはあるのですが、例えば集会を開かれたときに、校長先生が、もうこれはいじめに、気持ちは分かるけれどもやっちはいけないことだということを表明されて収まっていった事案とか、先生方が、気持ちは分かるけれどもこれはやっちはいけないことだよ、というメッセージを出されることで騒動が収まった感じというのを経験したことがあるので、私は、いじめを見逃さないという姿勢を教員間で共有するというのは、シンプルに書かれているけれど、ものすごく大事なことを書かれているという印象を持っています。取りあえず、そんな感じです。

●会長

ありがとうございました。様々な団体、あるいは方々と協力するということの必要性

が今からも見えてきたかと思いますが、最初のほうに御質問があったいじめを見逃さないということ、県の対応は今お話しいただきましたが、実際の学校現場でどのようなケースがあったり、どのように難しいことがあったり、対応しておられるのか。小学校長会長さんのほうからお話をお伺いできますでしょうか。

●委員

先ほど会長さんから言われましたけども、小学校の対応というのは、実際のところ、校種によっても地域によっても全然違いますが、先ほど子ども安全支援室の方がおっしゃったとおりの対応を各学校でも行っていると思います。

同じことを言うようですが、誰が見ても分かるようないじめというのは、それほど数は多くありません。実際は、ランドセルの話が出ましたけども、けんかであったりとか、悪ふざけであったりがエスカレートしたりとか、はた目に見たらエスカレートしたとも言えないぐらいのことであっても、今のいじめの定義が、被害を受けた子供の感情に寄り添う形になっているので、その子が泣いたり、訴えが来たら、一つの案件として対応するようにしています。この案件の対応の仕方というのは、現場からするとかなりの負担があるのは事実ですけども、この対応以外に何か効果的な方法があるということが分かりませんので、取りあえず教育現場の全体で、教育委員会とか教育事務所等から指導があった、指示があったように、学校はそれに添って動いています。

やっぱり一つのいじめをいじめとして認めると、報告もしないといけませんし、報告するためにはそれに見合った指導もしていけないといけないということで、時間的にも、人間的にも負担はかなり大きいのですけれども、それをやっておくことで安心して教育活動に当たれるということもありますし、必然的に件数はものすごく増えてきます。先ほどの資料にもありましたが、島根県とか、私は松江市ですが、松江市の件数はかなり多くなっています。ですが、そういう事情とか、そういう方針でやっているということを行政のほうも勘案していただいているので、そのことで指導を受けたりとか非難を受けたりすることがないので、そういう意味では安心して、負担は大きくて現場の教員が辛いところもあると思いますが、一応みんなでそういう方向で足並みをそろえてやっているという感じですが、効果というか、中にはもうやったこと自体忘れていたような子供もいるのですが、それでもそういうやり方でそろえてやっているというのを今徹底しているところです。

●会長

ありがとうございました。御質問がありましたので、今、当事者の方々からかなり御

意見をいただきましたが、これは後半の意見のところでの議論というのは深めていきたいと思えます。まずは、前半の第1の議題のところは、県のほうから御説明をいただきました発生状況、この資料に基づきまして、もう少し御意見や御質問をいただければと思っておりますので、何かございましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。どうぞ。

●委員

2点ほど教えてくださいませ。

いじめの状況とか不登校の状況とありますけれども、どんどん不登校の状況の数字が増えているというこの中には、前年度の人数、数字に対して今年度また増えているという、前年度から同じ子供がまたさらに増えたということでは決してなくて、不登校だった子供が学校に行けるようになったという、それも絶対入って、残念なことに、さらにまた違うお子様ということもあるのではないかと思います。その辺り、逆に私は、いじめで残念ながら不登校になった子供だけではなくて、頑張って戻れた学校の児童も含めて、そのような割合を一つお聞きしてみたいということ。

それと、もう一つ、今度是对応のところ、他者を思いやり傷つけない人に育つことを意識した校内の雰囲気づくり、いじめのことにしても、いじめを生まない環境づくりというふうに、この文面だけ読むと、環境、雰囲気、そういうふうなところだけ見えてしまっていますが、広い意味で、この中には、先ほどコミュニケーション不足ということもありましたけれども、児童生徒の人間性とか、考え方とか、道徳的な思いやりだとか、そういうことの指導だとか、そういうことも含まれての意味の環境ということによろしいのでしょうか。すみません、その2点でした。

●会長

事務局、お願いします。

●事務局

まず1つ目の質問になります。学校に戻れた子ということですが、基本的にこの数字自体は公表していない数字ですが、文部科学省の調査によると、指導の結果、登校する、または登校できるようになった、これ、完全に復帰した子だけではありませんが、そういった子の数というのがありますので、そちらのほうをちょっとお伝えさせてもらいたいと思えます。少々お待ちください。

令和4年度の状況で、小学校が148、中学校が216という数字になっております。基本的に今増加傾向にある中で、やはり一定数は学校に戻ってきております。ただ、それ以上に新しく不登校になる子のほうの数が上回っている状況でございますので、どんどん数字が積み上がっているという状況にあると考えております。

2番目の質問に関しましてですけれども、これは、各学校のほうで幅広く取り扱っていただいております。そうした中で、他者に対する思いやりであるとか、生徒指導提要というのがございます。これは、教員にとって生徒指導の基本書となるものですが、そうしたところに生徒指導の4つの視点ということが書かれておまして、その4つの視点を生かした、まず、自分が大切にされていると感ぜられるような環境を整えていく。また、共感的な人間関係を育んでいく、自分も相手と通じるところがあるということをしつかり感ぜられるような。あるいは、自己決定の場をつくっていく、与えていく。大人が指導で何かをさせるのではなくて、子供たちが自ら考え、自分で決定を下せるような選択肢を提供していくというような取組である。そして、教職員が安全安心に子供たちが暮らせるような場を提供していくというような視点を盛り込みながら、様々な工夫をしてもらって、実情に応じた活動につなげてもらっているというように思っております。

●委員

ありがとうございます。最初のお答えのところではありますけれども、もちろん子供たちは1年1年、小学校を卒業し、また中学校に入ということで、その子供の移動によっての人数の数値も違ってくるのではないかと考えています。小学校から不登校になり、そのまま中学校に引き続いてしまう、または、環境が変わることによってまた状況が変わってくるというのも当然あるかと思いますが、それ以上の、つまり長期っていうのか、小学校から中学校にまたがっての長期っていうのは何か把握するものがありますでしょうか。その年の年の新たじゃなくて、小学校からそのまま中学校まで、やはり環境、それからクラスメート、担任、いろんな理由がもしかしてあったとしたら、その環境が変わることによって子供が気持ちを新たに登校し始めるというのが、また一つの小学、中学の変わり目じゃないかと思いますが、その辺りのところが何か分かるようなものがありますでしょうか。

●事務局

学年別ということですが、中学校1年生の、令和4年度の状況ですが、不登校の生徒が321ということです。令和4年度は、中学生の中では中学校2年生が一番不登

校の数が多い状況になっております。これは、年度によって変わりますが、中学校3年生になると高校進学を意識して少し減る傾向がある年がございます。そういった意味で、中学校2年生が多くなる場合があります。令和4年度はまさしくその傾向です。今の321という数値に対して、文部科学省の調査によりますと、前年度の不登校で計上されていた生徒の数が113ということですので、3分の1が継続しているということになります。

●委員

ありがとうございました。

●会長

数字の上からはそういうふうなことが見えるということですが、例えば昔言われていた中1ギャップとか、その今逆のケースがあるのではないかというような御質問だったかと思いますが、これまた後ほど、本日は、中学校長会の先生が来ておられませんが、分かる範囲で皆さんの中で議論を深められればと思います。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

●委員

ほかの方なければ、いいでしょうか。

●会長

どうぞ。

●委員

何度もすみませんが、資料3の14と18について教えてください。

14番、教育支援センター等運営支援というところがあります。私、大田市なので、大田市の状況でいうと、ほかの市町村でも小学生の全体的に不登校が増えていて、以前よりも小学生が通いたいという相談が増えていて、現場でいうと、中学生だとどうしても教科学習にある意味偏るので、一斉対応が（何か誤解されるといけません）しやすいというあたりで、小学生のほうが、マンパワーがないとなかなか対応しづらいというところがあって、各市町村でもそうなのか、どのように対応しておられて、どのように支援しておられるのかというあたりを少しお聞きできればというところです。

もう一つ、18番のところは、魅力ある学校づくりと、内閣府等が居場所をすごく数年

前から打ち出しているのです、そこに居場所が入ったのかなと思いますが、居場所と指導力というのがあまりマッチしないような感じで、支援力ならまだ近いかもしれませんが、その辺りでどういった研修をされていて、誰が講師なのだろうというところが、学校の中でどう生かされるのかっていうのが、指導に生かされるとそれは居場所というところとちょっと乖離していくのかなという、単純な言葉の印象を受けたので教えてください。

●事務局

まず、最初の質問、14番の教育支援センター等運営支援に関しましてです。これも島根県内では10の市町に12の施設、教育支援センターがございます。そこに対して交付金を交付しているというような事業になっております。大田市にも教育支援センターがございます、他市町村の取組をとということだったかと思いますが、他市町村におかれましても、基本的にやはり不登校児童生徒が増加している状況に対応するために様々な工夫をしておられます。一つは、アウトリーチ支援というのがございまして、来てもらうだけではなくて、なかなかやっばり来づらいという子がおりますので、そういった子供に対して、教育支援センターのほうから指導員のほうが出かけていって訪問指導をする。基本は教育支援センターですので、学習のお手伝いもということが主な活動にはなりますが、それでもやはり子供がどこかにつながるということが大切なことになりますので、そういった形でアウトリーチ支援を行う、あるいは、今、ICTを活用して、オンラインでちょっと会話をするというような支援を工夫しておられる教育支援センターもございます。オンラインによって不登校児童生徒とつながるといのは、これは教育支援センターのみならず、学校のほうでも授業を配信するということもやってもらっている学校がありますし、あるいは学校行事、学習発表会であるとか、運動会であるとか、そういったことを家庭のほうに配信するというような工夫をすることで、少し学校へのハードルが下がって、別室までは登校できるようになったというような事例もございます。

続きまして、18番の居場所づくり・絆づくり実践講座に関しましてですけれども、これも本室で主管する研修でございます。魅力ある学校づくりということテーマにということですが、これも3か年の計画を立てまして、1年目はこれ、2年目はこれ、3年目はこれということで、あらかじめ学校のほうに示しております。その中で、中央から講師を呼び、そういった先ほどの生徒指導提要に出てくるような4つの視点を基に、今年度はそういう自己存在感の感受という部分をテーマに講義をいただいたり、自己決定の場をつくっていくということを講義していただいたりということで、中央からの講師を招いて実践をしております。そうした中で、この研修を受けた教員が自校に持ち帰りながら、

そういった魅力ある学校づくりに帰するような研修伝達とかを通じながら学校に還元をしていくということで進めておるところです。

●会長

今の2つ目の御質問は、むしろ18番の居場所づくりという文言の問題といたしますか、特に教育支援センターのアウトリーチ、要するに教科指導も含むような教育と居場所づくりと分けられていることに対して、一定程度重なりがあるのではないかとというような御質問だったかと思しますので、これについては、また県教委さんのほう、事務局のほうで御検討いただきまして、またこの事業名が適切かどうかというのを御検討いただければと思います。それでよろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。協議の場ですので、何か思い立たれたことがあったら御自由に発言いただければと思います。

よろしいでしゅうございますか。後の意見交換を深めていくほうがよろしいですかね、この資料に基づいてだけよりも。

それでは、この議題の1番、最後のほうは、私のほうから一つお願い、といたしますか、お話ですが、特にこの資料3等、今日は連絡協議会の場ですのでこういう実数を示していただくことでよろしいかと思いますが、この実数が、先ほど資料1にあったような発生件数に対して十分なものであるのか、あるいは、人的配置というのが島根県教育委員会さんにとって、これで対応できているというふうにお考えなのかどうか、この辺りについては、この場ではないと思いますが、また分析をされて県民の皆さんに発信をしていただく必要はあるかなと考えておりますので、本日の議論をまた踏まえながら、その辺りの分析もおいおい、定例の会があると思しますので、お願いできればというふうに思います。

それでは、議題の2番目に移りたいと思います。本協議会は、いじめ防止等に関する取組、課題などを共有する場でもあります。それぞれのお立場から、いじめの現状、取組や抱えている課題、その他、いじめや防止に関してのお考えなどの発言をいただく場です。ただし、お手元におありかと思いますが、事前に意見をいただいておりますので、まずはこちらのほうの検討をさせていただいて、その後に御自由に発言いただこうと思います。

最初に、欠席者のほうからの事前意見をいただいております。島根県特別支援学校PTA連合会の事務局からですが、SNS上のいじめについて、今、非常に問題になっております。この根本的な解決に向けた取組が課題ではないかと、こういう御意見をいただいておりますので、まずは事務局のほうから、取組についてありましたら、お答えいただければ

ばと思います。お願いします。

●事務局

SNS上のいじめについてということですがけれども、基本的には、SNS上のいじめというのは、一番多いのが個人情報を勝手にアップしたというような内容、人の写真を無断でアップしてしまった、SNSに載せてしまったというような内容のいじめが最も多くなっております。

そうした中で、やはり情報モラルの初期段階というのは、いつでもどこでも、変わらないものでございまして、他人の写真を、画像を勝手にインターネット上に載せない、他人の名前をインターネット上に載せないだとか、もちろん自分の名前自体も、本名自体を載せないというのは、まさに初期段階の一番大切なところでございます。ただ、これが、1回教えたらすぐ分かるものではなくて、繰り返し、繰り返しやっていく必要があると考えております。

そうした中で、こちらからも繰り返すことの重要性を伝えるとともに、各学校のほうでは適切な学年で適切な時期に繰り返し指導をしていただいていると。今、ICT端末のほうで、GIGAスクール構想により小学校、中学校でも1人1台端末を使いながら授業を進めていく、深めていくというところがございますので、そういった授業の中でも、折に触れ、そういった情報モラルの扱い方という部分には工夫をいただいていると思っております。

当然、専門家の話が聞きたいという場合がございますので、そういったときにはメディアの専門家を派遣するようなこともできますし、あるいは、地域との連携ということで、各警察署の生活安全課のほうでこういった情報モラルの担当者が学校のほうに出向いていって、危険性を伝えていくということもしっかりしてもらっていると考えております。

●会長

ありがとうございました。これは今、現代社会の非常に大きな問題で、何らかの答えが出るものではないですから、逆に多くの方々の御意見をいただきたいと思います。

SNS上の発信というのは、学校からよりもむしろ御家庭からのほうが多いのではないかと、こういうことも考えますので、まずは現状とか受け止め方として、PTAの方にこのSNSの問題についてどのようにお考えかをいただきたいと思います。PTA連合会さん、いかがでしょうか。

●委員

パソコンというか、最近、子供たちはSNSを使ったコミュニケーションというのは、ほぼ日常のようになっております。学校のほうでも、全体的な動きはちょっと分からないです。例えば私が住んでいる地域であれば、まず、ふだんからやっていますが、中学校に移るタイミングで、保護者呼んで講演会を開いていただくとか、定期的に、年に1回は講演会というか、研究会をして、そこに保護者も呼ぶという形をさせていただいております。なかなか保護者が集まってというのも難しいなというのはありますが、研修とかのところでもいろんな研修をする中でも一つのテーマとして取り上げているというところはたくさんございます。

子供たちにもしっかり教えていかないといけないなというのがありますが、最近、私どものPTAのいろいろ県内の方のお話を聞くと、親もちょっとモラルについてしっかり考えていかないと、子供だけ学んできて親がよく分からなければ止めようがないよねというのがありますし、あと、何かルールをきっちりつくりましょう、これ、ずっと警察のほうもやられているのですかね。何か子供との、携帯を持つならルールをつくりましょう、みたいなことはありますが、あの辺りの、親もしっかりしていかないといけないなというところは最近の課題になっているねというような話は上がっております。

●会長

高等学校PTA連合会のほう、いかがでしょうか。

●委員

これは私個人の意見ですが、学校で、警察の方に来ていただいて、そういった指導はしているようではけれども、やっぱり保護者を対象としたそういった情報のというのが実はなくて、私たちの親が知らないところで子供たちがいろいろ動画とか画像を撮って拡散する、他人に成り済まして画像を送って、あなたのも送ってと言って、それを送り返して、それがちょっと、いじめじゃないけど、そういったこともあったというのも聞いています。

実際そういったことがあって、親は、何でそんなことでその子が学校を、そんなことぐらいでやめるみたいな、ちょっとやっぱり軽い認識をお持ちの保護者さんもいらっしゃるのではないかなと私は思っています。私は、子供には絶対動画とか画像とかを流出させない、拡散とかもだし、実際、息子も友達から画像を見せてもらって、絶対それは言っただけいけない情報でしたが、絶対ほかの人に言っちゃ駄目だよっていうのは、指導はしていますが、親として子供はちゃんとできているって信じたい部分もあれば、ちょっと大丈夫

かなっていうのもあります。できれば、保護者さんの理解も得るためにも、学校側が生徒と保護者と一緒にそういった危険性とかを学べるように、もうちょっと教育委員会のほうからも声をかけていただけると。そういうのがなかったのも、今まで、子供たちにはあって親にはなかったのも、うちは今年高校卒業ですが、中には興味のない保護者さんもいらっしゃるかもしれないけど、でも、そういういろんな情報を知りたいっていう保護者さんは絶対いると思うので、過去にこういったことがあって問題があったよとか、テレビで、ニュースで流れてたりとかも、そういうのももっと保護者さんにも知ってもらいたいと私は思っております。すみません、ちょっと長々と訳の分からないこと、すみません。

●会長

突然振りました。失礼しました。

本当に県教委さんがやられることかどうかというのは別にして、そういう御要望もあるということです。このことは、今お話しいただいたように学校にとどまらないことですので、まさにこの連絡協議会の中心的ないじめ防止の課題ではないかと思えます。

皆様方それぞれのお立場から、こういう現状があるとか、こういう対応をしている、あるいはこれが有効ではないか、こんな問題があると、そういうことをお寄せいただいて、県のほうでまたまとめていただくということが大事かと思えますので、それぞれのところでぜひ御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど警察がっていう声がありましたが、何か。

●委員

警察では非行防止教室や情報モラルの関係の教室を、学校のカリキュラムでコマを押さえていただき、要請いただいていると聞いております。今、言われたSNSの問題は今、非常に多くて、特に、いわゆる児童ポルノ、裸の画像を、これはいじめというよりは、被害に遭う子が多いとか、あとはSNS上での誹謗中傷、グループLINE内だけで下半身の写真を撮って載せたり、それをネットにアップして問題になったりなどは全国的にもあります。島根でも、これまた地域性はあまり関係がないので、どんな田舎でもあります。それはもう犯罪だよということ、あと、基本的には被害者にも加害者にもならないということに主眼を置いて教育をするようにということで行っています。特に、一番現状を知っているのはやっぱり警察かなというものは、闇バイトなど。要は難しいことを言っても伝わらないので、端的にこういう結果になるよということを基本的には分かりやすく教えるようにということで、工夫しながら取り組んで教室を行うようにしております。

先ほどありました保護者さんへのというのは、恐らく新学期とか学年が変わるときとかに、学校によるとは思いますが、そういった機会があって、保護者さんにも来ていただく機会もあると聞いておりますので、学校によるとは思いますが、そういったことも行っております。

●会長

ありがとうございました。警察のほうは犯罪への対応とか、あるいはその犯罪防止というところかと思えますけども。しかも範囲が非常に広いので、やっぱりSNS上のいじめっていうのは非常に大きな問題だと思います。SNS上のいじめに関してそれぞれの立場から何か御意見や対応等があれば、ぜひお寄せいただきたいのですが、いかがでしょう。あるいはこういう声が届いているとか、お子様から。事前の意見では、根本的な取組、解決に向けた取組が必要、このような御意見がありますが、せつかくの場ですので、いろいろな知恵を皆さんで出し合っていたらと思えますが、いかがでしょう。なかなか難しいですね、ぐらいの難しい問題ということで、あと、引き続き御議論いただけたらと思えます。

もう1件、事前に御意見をいただいています。少年鑑別所の所長さんから、いじめ問題は、加害者、被害者双方への適切な支援が重要と考える。被害者に対するケアは言わずもなだが、加害者に対しても再発防止のための働きかけが罰よりも重要と考える。加害者への働きかけにおいて、当センターが協力できると思われるので御相談いただきたい。こういう御意見を事前にいただいております。

もう少し、所長さん、今のことについて御説明いただけますか。

●委員

鑑別所といいますと、通常だと少年院の手前にある、家庭裁判所に係属した少年のうち心身の鑑別を行うために収容するという役割を今までは担ってききましたが、心理学の専門家もいますので、その知見を活用していただけるという枠組みが地域援助という形で今、動き出しております。実際に教育委員会とタイアップしてとか、学校とタイアップして、発達障がいとかそういう生きづらさを抱えている子の教育等々についてお手伝いをさせていただいておりますので、そういう枠組みがあるということをお承知していただくこともいいのではないかと。今、この分野に関しましては、法務省、かなり力を入れております。

いろいろなケースがあります。親から怒られて、刃物を持ち出してみたいな子の教育の相談や、先ほどSNSの話が出ましたけど、女の子の写真をパチパチ撮っているということ

から学校で問題になっているというケースの御相談も受けておりますので、当鑑別所できることがあれば御協力したいと思うということだけ広報させていただければと思います。以上です。

●会長

ありがとうございます。非常に貴重な御意見を、お申出をいただいていると思います。今のことについてもう少し知りたいとか、御質問があればいただきますが、いかがですか。よろしいですか。

今、加害者への支援もということでしたが、いじめ防止については、その加害者の方の再犯を防止するとか、あるいは心に寄り添っていく、こういう指導は非常に重要なわけですが、県のほうでは加害者対応というのはどういうふうになっておりますか。

●事務局

もちろん加害者の健全な成長につながるような後々の指導が最も大切なことになろうかと思っておりますので、そういったところも学校には伝えておるところです。そうした中で、今、川島所長さんからいただいた話ですが、確かに我々、生徒指導の担当部署による人間からすると、ケースを少年鑑別所に相談することもできますよと紹介することはできますが、なかなか確かに学校におりますと、ぱっと少年鑑別所というのが想像できないこともありますので、今、貴重な御意見をいただきましたので、こういったことをまた学校現場に広く紹介していくことから始めていきたいと思っております。

●会長

ありがとうございます。加害者の方にとっても大きな人権があるわけですね。この辺り、なかなか学校のほうで両方を指導するのは難しいところですが、人権擁護の面では、この加害者さんの人権擁護というのはどのように対応されているのか、あるいはどういうふうに我々が対応すべきなのか、この辺りについて御助言をいただければありがたいですが、法務局のほうでいかがでしょう。加害者の人権への配慮というようなことはいかがでしょう。

●委員

加害者への人権の配慮の特化は、なかなかお答えが難しいところもあるのですが、人権侵害を受けたという被害者からの申告に基づきまして、人権擁護機関としましては調査、

救済等を行っていくという機関でございます。

いじめについては加害行為者との接触を行っていないため、加害者だけに特化した人権の配慮は難しいところですが、児童・生徒を対象に「人権教室」を開催することで、人権尊重の理念に対する理解を深めるための「啓発」を行うこともございます。

1点、先ほど申し上げる機会を私自身が失ってしまいましたが、話が戻りまして、SNSの関係の部分にも関わってくるころなのですが、インターネットによる誹謗中傷等につきましても、事案にはよりますが、人権侵害が疑われるというようなものにつきましては、人権擁護機関がプロバイダーへの削除要請とか、そういった取扱いとかも事務として行っておりますので、今、御質問いただいたところに付け加えさせていただいての御説明ということにさせていただきます。

●会長

法務局へ連絡して御助言を仰ぐことが可能だということですか。

●委員

まずは、とにかく御相談をいただきたいというところで。その後につきましては事案によるというところで。現時点ではちょっと具体的なところは申し上げられませんが。

●会長

ありがとうございました。人権擁護委員連合会さん、いかがでしょうか。

●委員

先ほど人権擁護課長、法務局から申し上げてお分かりになったと思いますが、それが基盤です。具体的な話しをしますと人権出前教室というのをやっております、小、中、高校、専門学校等で、主に中学校ではいじめに関する例えばDVDとか、印刷された資料を基に、法務局職員と人権擁護委員が出かけて、具体的に活動の中でグループに分けて、人権侵害を受けたことはないかとか、見た場合はないかとか、そういうことも話合いでいろんなことを、緊張をほぐしながら、ぱっといじめについてはなかなか意見が出にくいですから、話合いの中でそういう人権侵害とか受けたことはないかということで、その中で出る場合がありますね。だから、所属している中学校で1学期に受けたとか、あるいは小学校時代に受けたとか、そういうのは出てきて、生徒を交えたグループの中で話し合いしたりして生かすというようなことをやっております。それで、特にこれ学校に知らせたほ

うがいいなということがあれば必要に応じて知らせる場合もありますが、基本、生徒からの秘密は厳守するという形でやっております。

あと、人権作文コンテストを中学校、全国でやっていますが、島根県でもやっております。この中でいじめに関する事案の作文が結構出ますね。パーセント等では取ってはおりますけど、やはりその中に、中学生だけど小学校時代に受けたいじめだとか、あるいはそれが今は逆になくなって、今は過ごせている。12月にフェスティバルを行いました、益田で、そのときの最優秀の人権作文が益田の中学生でしたけど、小学校のときに、脳からの機能により足が不自由な面があって、それで、小さいときは自分の足が何でこんなんだということで、たたいたりして涙を流すことがあったけど、先生の指導でいじめを、小学校でそのときあったものがなくなって、それからクラスが逆に心配してくれるようになって、手術も心配してくれて、声をかけてくれましたと、成功したと、手術がよかったので、その後、学校生活は運動会でも走れるとかいろいろありまして、それで、最終的には、自分はもう目標に向かっていきたい、それから、いじめがもしあったら助け船を出したいというようなことを発表しています。ちょっと話が広がり過ぎたものになりますが、以上です。

●会長

ありがとうございました。今の人権の出前教室などは、先ほどの県の事業の教育支援センターのアウトリーチとかと合体させると、非常に効率的になるのではないかと。ぜひほかの皆様方も御自身の今の状況とか、思っておられる事態であるとか、あるいは広報でも結構ですので、ここの場で披露していただけますと一歩も二歩も前に進めるかと考えております。

いかがでしょう。今、SNSと、それから人権の問題についてまずはお話ししましたが、それでも結構ですし、そのほかのこと、特に御自身の目の前の事例等、ここで御披露いただければ話が進むかなと思います。どなたからでも結構ですので、お話しいただければと思います。いかがでしょう。どうぞ。

●委員

私たちはスクールカウンセラーの職能団体になりますので、スクールカウンセラーのことを宣伝したいと思っているので、このチャンスかと思って喋らせてください。

それと、少年鑑別所の方のお話を聞いて思い出したこととして、私たちスクールカウンセラーは学校で検査をするということができない立場にありますので、安く、無料なの

かな、検査をさせていただけることは私たちにとっても大変ありがたくて、ケースにもよりますが、ケースの検査の結果を一緒に見させていただくような機会もあったので、私たちとしても鑑別所と連携することは今後、積極的に考えたいものだと思います。以前、見学に行ったり勉強会もしたりしているので、結構、使いでがいい機関だというのは知っていただけると私もうれしい感じを持っています。

私が宣伝したいというか、話したいと思っていることは、能登半島の地震に関することです。私、派遣スクールカウンセラーで能登半島に訪問して、いろいろな活動をしましたが、先遣隊でした。一番最初にその地域に入る先遣隊でした。ちなみに法務局か何かも入っておられたということも聞いているので。

●委員

刑務所のほうで協力させていただきまして、刑務官が、食料を分けて配るなどを行っています。法務省では、東日本震災以降はそういう活動も実は見えないところで行っている。

●委員

学校にも関連があったようで、名前を、法務省みたいなのを見て、へえ、と思いながら活動をしました。私たちとしては災害対応できるスクールカウンセラーを増やしたいと思いますが、結構、島根県のスクールカウンセラーが高齢化しているので、大丈夫かなと思いながら活動をしています。

実際に先遣隊で行った役割として感じたことも少しお話しできたらと思いますが、派遣先の教育委員会や奥能登教育事務所とか、こうやっぱりスクールカウンセラーを使われたことのあまり経験がないとか、常勤のスクールカウンセラーが県内に入っておられないということから、先遣隊の役割は、後のスクールカウンセラーが働きやすいように、地元のスクールカウンセラーが心のケアをしっかりとできるように整えるのが私の役目でした。もしも島根県で同じことが起こったらということを考えると、私たちはやっぱりスクールカウンセラーがきちんと常勤化して、安定した仕事に就いて、安定した活動をしているということは必須でないかなということを感じて帰ってきたということがあります。隣の鳥取県は常勤化して教育委員会の中にスクールカウンセラーが入っておられるので、今回の派遣に関する手続等もとてもスムーズだったという印象を持っています。私たちが生活上、やっぱりその辺りがきちんとできてくれるといいなっていう思いを持ってこの会に参加していることを知っていただけたらと思っています。

それと、例えば東日本大震災の後、宮城県の不登校率は全国1位を数年間取ったということもあるので、災害と不登校とか問題行動というのはすごく関連が深い、だからこそのケアがしっかりできる。そういうところを、やっぱりできる人を増やしたいと私たちは思っていて、そういうところも少し意識した不登校対策ができるといいのかな、なんていうことをイメージしながらお聞きしていました。

●会長

ありがとうございました。平時のいじめ防止も非常に大事ですけども、こういった災害時の不適切行動というようなことの中からいじめが起こるということもあるということ、今、スクールカウンセラーの体制のこともありました。先ほどスクールソーシャルワーカーも含めて数のことも御報告いただきましたが、県としてはいかがですか、今の御提案といたしますか、ご感想に対して。

●事務局

先日、臨床心理士会とも意見交換をさせていただいて今の御意見をいただいております。島根県としても今、当然スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置が十分だとは考えておりませんので、引き続き限られた予算の範囲内ではございますけれども有効活用できるように工夫をすることと、少しでも配置時間等が拡充できるように努めていきたいと考えております。

●会長

県のほうでも進められると思います。

●委員

拡充というのももちろんですが、働きやすくしてもらいたいという気持ちがあるというところがあるので、これからもよろしくお願いします。

ただ、本当に昨年も教育委員会にお話に行きましたが、今年度また担当の先生が替わられてしまって、ああ、また一からかというようなことを繰り返しているところもあります。すぐすぐに常勤化してほしいとまでは思っていないくて、何年間かかけなければ私たちも生活がおかしくなってしまうものなので、ぜひしっかり話し合いが続けられればと思っています。スクールソーシャルワーカーも言いたいのではないですか。

●会長

どうぞ。スクールカウンセラーの基礎資格に加えて研修を受けなければならないスクールソーシャルワーカーのほうから。

●委員

SCをSSWに変えていただければいいのですけれども。SSWは県では派遣のみです。申し訳ないですが、（配置校は）たった2校だけであって、今、人権同和教育課では学校と福祉の連携モデル事業に取り組んでおられて今年3年目ということで、来年度も引き続きやられていて、一生懸命、予算確保に動いておられると思いますが、現場に入ってみると、やはり定期的に入らない限りは様子が見えないというのはよくあって、いよいよ不登校になって焦げついた事案になってから動くということでは何か解決になかなかいかないので、平時からそういう人が学校に出入りしているのが当たり前の時代になってもらえばいいのではないかと考えています。私は、スクールソーシャルワーカーとしては小、中、高生あたりに行くのですが、不登校対応ではなくて、家庭の問題への対応のほうが多くて、そこら辺はいじめに特化した話ではもうないので、今回は何か事例を出せないもので、すみませんけども。もうちょっと人を増やしてほしいな、時間数を増やしてほしいなと思います。

●会長

ありがとうございました。臨床心理士協会とかスクールソーシャルワーカーのあたりでは、このいじめ防止連絡協議会ではなく、もうちょっと違う枠組みで県教委さんとお話ししたいそうなので、そういう場を持っていただいて。ただ、やっぱりスクールカウンセラーにしても、スクールソーシャルワーカーにしても学校の教員との連携がしっかり密であるということが大前提だと思いますので、そのためにもスクールソーシャルワーカーさんの役目、あるいは養護教諭の役目というのは非常に大きいのではないかと。この辺りで、人数の拡充もですが、そういった意思疎通の場をしっかりと持っていていただくということも、まず、第一ではないかなと聞いて思いましたので、そういうことも対策をお願いできればと思います。

そのほか、いかがでしょうか。今のようにどんどん御自身の活動のことをここで御報告していただければ。はい、どうぞ。

●委員

失礼します。県民会議ですが、私、所属としてはNPO法人緑と水連絡会議で居場所づくりをしております。そこは直結ではないのですが、先ほどの資料3の14と15で教育支援センターと連絡調整員というところがありまして、アウトリーチの話が出てくるので、1点。アウトリーチはすればするほどじり貧になるというのが、予算をどんどん削っていだけで自分の給料も出ないという方が多分たくさんおられると思います。大田市でもSSWが、プライベートなのか公務なのか、本当にグレーゾーンで多分あんまり聞いたら駄目だろうなというぐらいに熱心に動いていただいているので、そこをとにかく予算化するとか、県のサポステでも以前はアウトリーチをしていたのが、東西にまたがってアウトリーチをすると、とにかく予算がなくなって運営が立ち行かないということで、今の委託の団体、受託団体ではないですけど、アウトリーチはやめましたとかがあり、東京都は多分、予算がいっぱいあるので、一定の要件を満たす団体がアウトリーチをすればアウトリーチ加算がつくという形でやっています。教育支援センター、大田市でいうと、昔、常勤が5人いたのが今3人という状態で、不登校は増えているけど職員は減っているという。いろいろ厳しいのは分かりますが、やっぱりニーズが高いところにしっかりお金が振り分けられるといいなというのは、それは県だけではなくて、多分、国の問題なので、そこはすぐには動かないにしても、やっぱりアウトリーチが大事だということであれば、アウトリーチ加算を何とか検討、検討じゃなくて、少しずつでも予算にしていればと思います。

もう一つは、連絡調整員については、非常に効果的に動かれるときもあるというのは存じていますが、中退者、中学校卒業者のみということで、通信制高校に転学した場合については、何とか把握しておられるケースもあるのは知っておりますが、どちらかというところと直接関わる、ストライクではないというところがあると思います。ただ、転学はしたけれども通ってないとか、いろいろな事情がある方も本当に多くおられるので、そこでの対策をぜひ進めていただければというのが現場から感じるころではあります。ここについては、所属がなくなっても地域の居場所であったりNPOだったり長く関わられるというところ、強みがあるので、そういったところ、ほかの公的機関も同じだと思いますが、基本、異動がないというあたりも強みであると思うので、連携を強めていただければと思います。

18番の居場所づくり絆づくり・実践講座というあたりで、居場所がやっぱり今後もキーワードかなと思いますので1点。次、YCスタジオさんに振ろうかと思いますが、コンパクトに言ってください。いじめについては多分いろいろ理由があると思いますが、多様性が失われているというのは一つあるのかなと思っています。いろんな意見はあると思

ますが、学校の中でねばならないが非常に多くて、それはもういろんなジレンマで先生方も頑張っておられるのは重々承知していますが、先生にも生徒にも安全基地がないっていうか、その辺りすごく重要なんじゃないかな、逃げ場がないというのがですね。相互監視がすごく強いのは今でもあるかなと思っています。

大田では小学校が一昨年度、学級崩壊していたりして、私、そのときPTA会長だったのですごく大変だったのですが、我が子も被害者だったりしてなかなか大変だったのですが、その対策として次年度取られた対応が、上から押さえつけるという対応で子供たちが諦めるのを待つ。具体的に言うと、何か問題があったら1時間でも2時間でもかけてホームルーム、帰さないっていうこと。何ですかね、相互監視、そこを注意しないのが悪い、連帯責任。連帯責任は多分、人権侵害に近いと思いますが、その辺りでとにかく押さえつけて6年生、卒業させるという手法があり、それは校内では評価されます。とにかく押さえつけて問題を起こさないクラスの担任は評価される。問題は起こるものだと柔軟に対応する教員は評価されないっていうのがいまだにしっかりあると思いますが、そのところが非常に根深いのではないかなと思っています。子供たちもねばならない、この資料の中で絆とか、学校は協調性とか一致団結が大好きですけど、そうすると発達に凸凹のある子供たちは、どちらかというと排除されやすいというのがはっきりいろんなところで言われ始めていると思いますが、そのところが学校に行かないといけないかどうかという議論ではないので、その辺は御容赦いただきたいのですが、木村さんには。行けるのであれば行きたいよねってみんな、かなりの子が思っているんで、その辺り何とか、何だろう、絆っていうか、つながりを感じたいとは思っていると思うんですけども、もう絆を前面に出されると有無を言わず協力できない、こいつがいるからうまくいかないよねっていうことになるっていうあたりがいまだに、ちょうど我が子が在学していると非常に感じるところだなと思っています。その子さえいなければというところが非常に強く出るのがあるかなっていうので、特に中学校に入ったら部活があって、勝たねばならないとなったときに教員もいじめに加担する。身体的ではなくて、心理的ないじめというところで、非常に相談件数がスポ少とともに部活の相談は増えています。各地ではどうかと思うんですけども。何か問題があると先生は異動して終わり、その子は不登校のまま。もう親子とも納得いかなければ市外の学校に出るという形で、それがいいか悪いかはちょっと分からないんですけども、市内の学校に通うという選択肢がなくなったり、そのスポーツをもう二度とやらなくなったり、という子供たちが非常に多くいるので、その辺り、人権の問題、子供の権利と、多様性ですね。自由の相互承認ができるかどうか、自分はここまでして勝ちたいけど、そうじゃないスポーツの楽しみ方もあるよねというあたりは、子供の前

に大人のほうが非常に根深いかなと思っています。

ちょっといろいろよく分からない話になりましたが、その辺りについて、もちろん先生方もちょっとリラックスできるといいなっているところで、コロナ禍に居場所をつくるという取組をいろんなところで訴えておりますが、大阪だと西成高校だったり神奈川県だと田奈高校とか、高校のほうがたくさん取り組んでおりますが、東京都では中学校でもやっているということで、その効果についてはどういうふうに図るかなんですが、中退予防だったり、相談窓口には行きにくい児童生徒の声を拾い上げて最終的にソーシャルワークにつなげていくということが非常に有効ではないのかなっているのと、指導の中に支援の感覚を入れていくということと、あとは学校、所属から離れたときでも地域で支えられるというところが、ちょっといじめと離れていくような感じがするかもしれないんですけど、すごく地続きだと思うので。なので、指導じゃないところの量をもうちょっと支援、支援ともちょっと違うと思うんですけど、もうちょっと増やしていけるといいのかなと思います。

もう一つは、加害者と被害者というところが本当に皆さんおっしゃるとおりで、加害者もいろんなところで被害を受けていると思うんですが、ただ、当事者からすると、何ですかね、被害者に我慢をさせて加害者にケアが厚いケースもあるなっているのは正直なところで、それはいわゆるクレマーな保護者さんが加害者側だったりとかいろいろ学校もしんどいところがあると思うので、毅然とした対応とケアのバランスが本当に重要ではないのかなっているのと、私が大田で関わったケースだと、早めに警察か弁護士さんに相談すればいいのになということ、提案しても学校からはちょっとやっぱり渋られるというところがあるので、今このいじめ対応アドバイザー派遣、すごくいいなと思ったところです。すみません、長々と。申し訳ありません。

●会長

いえ、いろいろ現場の生の声を伝えていただいて、とてもいい会になっていると思います。今は全部の学校がそういう状況ではないでしょうし、教育委員会さんも手を打っておられるかと思いますが、言いたいこともあるかと思いますが、まずは御指名がありましたので、YCスタジオさんにもう一声お伝えをいただければ。

●委員

我が子に関していえば、小学校の入学式くらいしか、学校というところに、特に義務教育ですか、行かないで大きくなりました。それで、子供いわく、学校より社会のほうが

広いよねっていう、その広いという意味は場所が広いっていうんじゃなくて、心が広いということをおっしゃっていました。子供は学校だけで育つわけではなく、それよりも学校以外の、うちの子も新聞配達とかをやっていましたけど、学校の先生よりすごく優しいです。どこの中学校とは言いませんけど、子供が配達、新聞配達なんかをすることはとんでもないと。だから、うちの子が配る新聞は読まないとか、何かそんな言われ方をしたんですけど、その新聞配達所のその方は実は後ろからずっと、雪の日でもですね、後ろからずっとついてきてくれたんですね。子供いわく、学校よりも社会の人のほうが広いから大丈夫だと、こう言ったということを、ここは学校関係者の方ばかりだと思いますが、学校だけで子供が育つわけではないということはちょっと言わせていただきたい。

うちの下の子なんかは特に学校にほとんど行かないで大きくなりましたけれども、その分だけいろんなところで、いろんな飲食店であるとかいろんなところで仕事をさせていただいて、その中でやっぱりすごく視野も広がったし、いいと思います。必ずしも同い年の、学校だと同い年の同じクラスの人との友達はあるかもしれないですけど、うちの子のように学校に行かなくて育ったら、年齢、年代関係なくいろんな人とお付き合いができるということもあると思うので、何か学校だけで子供が育つわけじゃない。学校にたとえいろんなことがあって学校から距離を取らないとつらかったという場合は、学校行かないでいいんじゃないですか。ここで一言言っときたいですけど、学校行かないで、ちゃんと学校よりももっと本当にいろんな、いろんな職場を体験して大きくなると、それが30、40になってきたときにどうなのかなと思いますね。学校行って、最後大学まで行って、その後どうしているかということを考えれば、うちの子なんかは中学校と小学校なんかいろんな仕事をさせていただいて、新聞配達のおじさんにすごくお世話になったりいろいろしながら、いろんなその社会の中で育っていったということがあります。何か教育委員会とかこういうところに行くと、学校以外で子供が育つ場がないみたいに思っていらっしゃると思うんですけど、必ずしも学校に行かなくても、うちが全然行ってないこともあるんですけど、ちゃんとした大人になっておりますし、世の中でいろんなところで仕事させていただいておりますので、何か教育委員会の話になると学校に行かないととんでもないのかとか、大人になれないとか、将来、そう、よく脅されたんですね。学校に行かないと将来仕事もできないし結婚もできない、何かそういうことを教育委員会サイドからすごく言われていたような、学校に行かなかつたらこの世の中では大人になっても生きていけないというような脅しをすごく受けたんですけど、それは全く違いますと。私どものことなんですけど、子供の、息子たちの声によれば、学校よりも世の中の人のほうが広いから大丈夫だといった子供の声です。

●会長

ありがとうございました。教育委員会は、事務局を持っているところですので、学校のいじめ問題ということは今、考えておりますが、根本的に学校に行かなくてもいいのではないかと、これも非常に重要な御意見だと思います。事務局でお持ち帰りいただきたいと思えます。

あわせて、もう一声、ほっと・すぺーす21さん、いかがでしょうか。

●委員

私たちの主事業は、子どもほっとライン「もしもしにゃんこ」という島根県内の子供たちの声を聴くという相談事業をしています。電話という文化が本当に廃れてきたので、昔のようにたくさんはかかってきませんがゼロにはなりません。なので、受け続けてゼロになったらやめようと言っていますけれども、やめられないという今です。

その中で、今はこのいじめの事例もみんな子供同士の話ですけれど、子供たちからかかってくる電話の中で気になっているのは、大人から残念なことが起きているという相談です。それは家庭でということももちろんありますけれど、多くは学校現場の話です。私たちは子供たちの名前も聞きませんし、学校名ももちろん聞きません。ただ、子供たちのしゃべり方で、西部のほうかな、東部かなとか、ちょっと出雲弁だね、みたいところで地域を想像しながら聴きます。でも、ここのところコロナ明けは中高生の電話が多いので、何だか気になっていることは一つだけあって、教育相談やアンケートとか学校ではいろいろ手を尽くしていただいている。教育相談のときに担任の先生に勇気を出して話したんだけど、その話は、ほかの人も思っていれば先生たちに話すねと担任の先生に言われる。たった1人の勇気のある訴えを複数ないと伝えないって言われたときに、私はどうやってここで答えようかなって悩んだことが数回続いたんですね。違う電話ですけど続いたので、あっ、やっぱり先生たちはたった1件の訴えでは生徒指導の中の事案に上げないのかな。やっぱり2件、3件あれば上げるのかなって思ったりして、一緒に子供たちとゆらりくらしとゆらめいていると、月曜日になったら違うかもしれないから、また明日、学校行ってみるわと言って子供のほうから私は慰められて電話を切られるというようなことが続いています。でも、私も学校現場にいた者ですので、1人の勇気は逃さないってずっと言われてきたなって思っていたけれど、現場の先生たちは学校の職員の中のいろいろなパワーバランスの中で気を遣い合って、確信を持てた事案しか上げないのかもしれないなというところもちょっと思っています。そこは校長先生たちのほうから繰り返し拾うんだよって

ということ言ってもらおうと助かる子がたくさんいるかなってちょっと思ったりしているのが最近の電話の様子です。以上です。

●会長

ありがとうございました。学校のいじめの問題が主なテーマで、それにどう関わっていただくかという連絡協議会ではありましたけども、やっぱり根本的ないろんなひずみというものを学校外のところで受け止めていただいているという現実を今、お話しいただいたかと思います。

もし、県教委さんのほうで、事務局だけではなく、教育監、副教育長さんいらっしゃいますので、何か御感想でもありましたら一声いただけたらと思います。

●教育監

今日は皆さんお世話になっております。教育監の柿本でございます。

今話を聞いてお伝えしたいというか、感じたことがあります。今、島根県で「誰もが、誰かの、たからもの。」という、こういうキーワードを島根県の新しい言葉として県内、県外に発信して島根の暮らしをPRすると、こういった取組をしているところです。この「誰もが、誰かの、たからもの。」というのは、すごく教育と親和性が高いキーワードだなと感じているところで、実は生徒指導提要、1年前に改訂されましたけど、この中でもやっぱり学校教育のあらゆる場で子供たちが自分は一人の人間として大切にされていると、そういった自己存在感が感受できるような教育活動をするようにという、そういったことをメッセージとして出されているところです。

ちょうど今日、午前中は県立の校長会がありまして高校の校長、特別支援学校の校長が一堂に集まり、私、5分ほど時間をもらいましたので、このキーワードを上げて、ぜひとも教職員にこのキーワードの意味しているところをしっかりと理解した上で教育活動を実践して、子供たち一人一人がやっぱりそういう自己存在感が感じられるような教育活動を実践してもらいたいというような、今日、午前中ちょうど話をしてきたところです。次年度に向けましても、小学校、中学校も含めて校長が集まる場でそういった話をすると同時に、研修会等でもこういったキーワードを使いながら、子供一人一人が大切にされる、そういった学校教育を実践していきたい、そのように働きかけていきたいと思っております。

●会長

ありがとうございました。なかなか学校の先生が、今、いろいろな事例が出ましたが、全ての先生がそのような事例どおりというわけではないと思いますが、やっぱり学校の教員というのは、教育公務員としてそのような形で外部からは見られるのだというようなこともここで確認できたかと思います。

本日は、教育委員会さんが事務局になっているところですので、学校現場から見たいじめ防止の在り方、いじめ対策の在り方について御意見をいただいたわけですが、では、じゃあ、学校に全員行かなくなったらいじめがなくなるのかといたらそうでもないはずです。ですので、これは県民が総意を決して、どのようにしていじめを防止していくのか、あるいは子供の人権を擁護していくのか、健やかな子供の成長というのを、健やかな定義はいっぱいあるでしょうけど、どのように我々大人が保障していくのか、こういうようなことを真剣に議論する本日は発端の会議であったというふうに考えます。非常に限られた時間と、それからこの協議会の要綱が、議論の中身を絞って定められておりますので、その範囲内での議論で、あまり御発言の機会をいただけなかった方もいらっしゃるかと思います。ぜひ今日の議論を土台として、何かそのほかでもお考えのことがあったら、これは子ども安全室のほうにお寄せいただいたら結構ですね、今後も意見を。（「はい」と呼ぶ者あり）このような形でお寄せいただいて、この議論の、本日の協議会の中だけで何かの議論、決議を出すというものではありませんので、継続的に皆さんで問題を共有しながら議論を重ねていきたいと思っております。先ほど教員の逃げ場というのもありましたが、本年度から島根大学の中にも先生方の訴え、先生方の生きづらさを訴える場をつくらせていただいて、島根県から予算をいただきながらつくっているところでございます。これも継続的に続けていく。働き方改革も県教委と一緒に大学も考えていくというようなことも考えております。皆様方と協力しながら、島根県の子供たちが健やかに育っていく、こういうことを継続的に議論していただきたい、こういうふうに思います。

本日は、まだまだ御意見もおありだったかと思いますが、今後、事務局のほうにまたお寄せいただければと思います。

以上でおよその予定の時間となりましたので、本日の議題としての議事は終了させていただきます。

大変不慣れで皆様方には不十分な議論になったかと思いますが、御協力いただきましてありがとうございました。

事務局に、それでは進行をお返しいたします。よろしく申し上げます。

【教育監閉会挨拶】

●教育監

本日は、皆さん、大変お忙しい中お集まりいただきまして、また、様々なお立場から様々な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

いじめ対応ということは、基本的には学校のほうが中心となって対応をすべきことだと思いますけど、今日お話があったように、いろんな方に関わっていただきながら、子供たちがいい方向に成長できるように今後とも支援することが必要だと改めて感じたところでございます。いろんな方に関わってもらえるということは、今日も話がありましたけど、その関係者の方々の意思疎通をどうやって図っていくかということも我々として大事に考えていかなければならないと改めて強く思ったところでございます。今後も今日いただいた意見をいろんな施策のほうに反映していきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。本日はどうもありがとうございました。